

調布市中心市街地における道路の利用に関する例規等検討業務委託 事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

調布市中心市街地における道路の利用に関する例規等検討業務委託

(2) 業務の目的

中心市街地は、平成24年8月に京王線の地下化が実現し、道路交通の円滑化や歩行者・自転車の安全性の向上、鉄道により分断されていた市街地の南北一体化など、様々な面で市の都市構造が大きな変貌を遂げている。

その中でも、調布駅前広場や地下化によって創出された鉄道敷地については、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎを生み出す都市空間として整備することとしており、調布駅前広場は令和7年度、鉄道敷地は令和6年度の完了を目指して整備を進めている。

その完成に向けて、調布駅前広場についてはイベント空間の利用や自転車通行に関する例規および基準等の整備が必要となっている。また、鉄道敷地については、整備後においても適切に維持管理するための検討事項（一般車の乗り入れ制限、位置指定道路及び開発道路との接続、歩行者利便増進道路の検討等）を法令上の観点から整理することが必要な状況であり、これらについて、市の検討内容や関連する法令・例規を適切に理解した上で、遅滞なく例規の整備を進めることが不可欠である。

本業務では、これまでいただいた市民からのご意見や市の検討、実施してきた道路の利用等に関する社会実験の結果等に基づき、例規等の検討・整備を行うものとする。

(3) 業務内容

ア 調布駅前広場に関する例規等の整備

調布駅前広場のイベント空間の利用について、これまでの検討内容や市民要望、社会実験の結果等を踏まえ、広場利用に関する例規等の整備を行う。

また、調布駅前広場における自転車通行について、他自治体の事例や市が実施した社会実験の結果等を踏まえ、例規等の整備を行う。

この他、景観に配慮した駅前広場として維持管理を行っていくための基準等について、検討・整備を行う。

イ 鉄道敷地に関する基準等の検討

鉄道敷地について、整備後においても適切に維持管理するため、都市計画法、道路法、建築基準法等の観点から想定される検討事項（一般車の乗り入れ制限、位置指定道路及び開発道路との接続、歩行者利便増進道路の検討等）等について抽出するとともに、必要に応じて例規・基準等の検討・整備を行う。

ウ 既存例規との調整

上記ア～ウの業務に伴い、市の所管する各種例規の内容を変更する必要がある場合、それらの内容について検討・調整する。

エ 市民に対する検討状況等の情報提供

本業務における検討状況等について、市民に対して適切な手法で情報提供を行う。また、関係団体との意見交換の際の会議資料作成、開催支援及び会議内容とりまとめを行う。また、パブリックコメントの実施時には、集計等の支援を行う。

【各年度の業務内容】

令和4年度…ア, イ, ウ

令和5年度…ア, イ, ウ, エ

令和6年度…ア, イ, ウ, エ

令和7年度…ア, ウ, エ

(4) 業務（履行）期間

令和4年10月中旬から令和8年3月31日まで

※本事業は、継続事業として年度ごとに契約を締結するが、開始年度の翌年度以降の実施については、調布市議会における予算の議決を前提とする。また、予算措置状況や履行状況等を勘案し更新しない場合がある。

2 予算（見積限度額）

各年度：10,000千円（税込）

※開始年度の翌年度以降については、調布市議会における予算の議決を前提とする。

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱(平成18年調布市要綱第220号)による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号)による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。(営業種目：都市計画・交通関係調査業務)
- (9) 国や地方公共団体において、法規・例規の整備に対する検討・支援する業務を実施した実績を1件

以上有すること。

5 候補者決定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領という。」）6(2)により提出された参加申込書等により審査を行う。（参加資格審査）
- (2) (1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領8により提出された企画提案書等により審査を行う。（企画提案書等の書類審査）
- (3) (2)による審査を通過した事業者に対して、要領10によるプレゼンテーション審査を行う。（プレゼンテーション審査）

6 募集内容

(1) 募集方法

要領12 実施日程（以下「日程」という。）(2)から調布市ホームページに掲載する。

(2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者は日程(5)までに、次の書類を持参又は郵送（必着）にて都市整備部街づくり事業課へ提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 正本1部

イ 参加資格要件確認書（様式2） 正本1部

ウ 会社概要（様式3） 正本1部 副本10部

※事業者名、代表者名、資本金、事業内容、業務担当支店又は営業所等の名称及び所在地が記載されていること。

エ 上記4(9)に該当する受託実績を示す業務受託実績書（様式4） 正本1部 副本10部

※副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

オ 暴力団排除に基づく誓約書（様式5） 正本1部

(3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、日程(2)～日程(3)までに、電子メールにて都市整備部街づくり事業課へ送信すること。

回答は日程(4)までに、随時調布市ホームページに掲載する。

7 参加資格審査

(1) 審査対象

応募した全事業者とする。

(2) 審査方法

提出された応募書類により、都市整備部街づくり事業課が審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により、日程(6)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、その理由について、日程(7)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(8)までに書面又は電子メールにより行う。

8 企画提案書等の作成方法等

(1) 提出書類及び期限等

要領7参加資格審査により参加資格を満たすとされた事業者は、日程(11)までに、次の書類を持参又は郵送（必着）により、都市整備部街づくり事業課へ提出すること。

書類	様式	部数	備考
企画提案書	様式6（表紙のみ） 企画書は任意様式 （A4サイズ、10.5pt、 縦10ページ以内）	正本1部 副本10部	副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。
見積書・内訳書	任意様式	正本1部 副本10部	予算（見積限度額）を超えないこと。内訳書も添付すること。 副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。
配置予定者調書	様式7-1、7-2	正本1部 副本10部	

(2) 提出資料作成上の留意点

ア 要点を押さえて、わかりやすく記載すること。

イ 最低限以下の点について記載しながら、業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

(ア) 企画提案に関する業務コンセプト

(イ) 調布駅前広場及び鉄道敷地の特性と課題について

(ウ) 業務を進めるうえでの手順及び留意点について

(エ) 全体を通じた業務スケジュール及び初年度の業務スケジュール

(オ) 本業務を受託することにより想定される、市が得られる効果について

(3) 質疑及び回答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、日程(6)～日程(9)までに電子メールにて都市整備部街づくり事業課へ送信すること。

回答は日程(10)時までに、電子メールにて、寄せられた全事業者からの質疑について、全事業者に対して行う。

(4) 注意点

ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする。

イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする。

9 企画提案書等の書類審査

(1) 審査方法

調布市中心市街地における道路の利用に関する例規等検討業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて審査を行う。詳細は要領 11 のとおり。

(2) 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、日程(13)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、書類審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(14)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(15)までに書面又は電子メールにより行う。

10 プレゼンテーション審査

(1) 審査対象

書類審査を通過した事業者を対象とする。

(2) プレゼンテーション資料について

資料は、事業者が特定されることのないよう、名称等がわからないようにすること。

また、プレゼンテーションを要約した資料（スライド等）の写しを、正本 1 部、副本 10 部用意し、日程(16)までに、持参又は郵送（必着）により、都市整備部街づくり事業課へ提出すること。なお、副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

(3) 審査方法

審査委員会にて審査を行う。詳細は要領 11 のとおり。

(4) 審査結果の通知等

プレゼンテーション審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対しプロポーザル審査結果通知書により、日程(18)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(19)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(20)までに書面又は電子メールにより行う。

11 審査概要

(1) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案等の審査を行う。審査委員会の委員は、

- ・都市整備部街づくり事業課長
- ・都市整備部都市計画課長
- ・都市整備部道路管理課長
- ・都市整備部交通対策課長
- ・生活文化スポーツ部産業振興課長

の 5 人で構成する。

(2) 審査方法

審査委員会は、別に定める評価表に基づき、参加事業者から提出された企画提案書等の審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）対象事業者による企画提案内容を総合的に審査する。なお、参加事業者が4事業者以上であった場合、企画提案書等の審査（一次審査）を行い、得点の高い順に上位3事業者までを二次審査通過者とする。

ア 企画提案書等の書類審査

主な評価項目は以下の通り。

- a 業務実績
- b 見積額
- c 業務コンセプト

イ プレゼンテーション審査

主な評価項目は以下の通り。

- a 業務内容、市の特性や課題等に関する理解度
- b 提案内容的確性・実現可能性・独創性（創意工夫）
- c 業務スケジュール
- d 説明能力等

※プレゼンテーション審査（二次審査）については、1事業者当たり30分以内で行うこととする（プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：10分程度）。

※プレゼンテーション審査（二次審査）に関する提出資料及び場所・時間等の詳細については、一次審査の結果、プレゼンテーション審査（二次審査）の対象となった事業者に通知する。

※契約前に選定候補者が失格・辞退等の理由で選定不可能となった場合、次の順位の者が選定候補者となる。

(3) 選定

ア 各委員は、評価得点の高いものから事業者の順位を定めるものとする。

イ アにより、複数の事業者において評価得点が高点のときは、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。

ウ ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

エ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

第2位以下の順位の定め方については、委託事業者候補を除き、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を上位とするものとする。

なお、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

オ 委託事業者候補選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

(4) 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準（一次審査と二次審査の総合点の満点に対し 60%の得点）に満たない場合は、当該事業者を候補者として選定しない。

(5) 候補者の決定

審査委員会は選定結果を市長に報告する。市長は当該報告に基づき候補者を決定する。

(6) 審査・評価の基準、項目及び配点

別に定める。

12 実施日程

	年 月 日	曜日	内 容
(1)	令和4年 8月12日	金	審査委員会
(2)	8月23日	火	公示、ホームページへの掲載 本プロポーザルに関する質問受付開始日
(3)	8月29日 12時	月	本プロポーザルに関する質問締切日時
(4)	8月30日 17時	火	本プロポーザルに関する質問回答日時
(5)	9月5日 12時	月	参加申込締切日時
(6)	9月6日	火	参加資格審査結果通知日 企画提案に関する質問受付開始日
(7)	9月9日 12時	金	参加資格審査結果に対する質問締切日時
(8)	9月12日 17時	月	参加資格審査結果に対する質問回答日時
(9)	9月9日 12時	金	企画提案に関する質問締切日時
(10)	9月12日 17時	月	企画提案に関する質問回答日時
(11)	9月16日 12時	金	企画提案書等締切日時（必要書類提出期限）
(12)	9月21日	水	審査委員会（企画提案書等の書類審査）
(13)	9月22日	木	書類審査結果通知及びプレゼンテーション審査開催通知
(14)	9月28日 12時	水	書類審査結果に対する質問締切日時
(15)	9月29日 17時	木	書類審査結果に対する質問回答日時
(16)	10月 3日 17時	月	プレゼンテーション資料提出日時
(17)	10月 5日	水	審査委員会（プレゼンテーション審査）
(18)	10月 6日	木	最終選定結果（プレゼンテーション審査結果）の通知日
(19)	10月12日 12時	水	最終選定結果に対する質問締切日時
(20)	10月13日 17時	木	最終選定結果に対する質問回答日時

13 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を都市整備部街づくり事業課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

14 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法等

- ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。
- イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。
- ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

15 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等の取扱い

- ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勸案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- ア 要領4に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合
- イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勸案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。
- ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）
- エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合
- オ 書類等に虚偽の記載があった場合

- カ 見積書の金額が要領 2 に掲げる見積限度額を超える場合
- キ 見積書と内訳書の内容が一致しない場合
- ク 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合
- ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないと認められる場合

(4) 契約

- ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
- ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。
- エ 候補者の決定以後に、要領 4 に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。
- オ 本事業は、継続事業として年度ごとに契約を締結するが、開始年度の翌年度以降については、予算措置状況や履行状況等を勘案し更新しない場合がある。

16 事務局（問い合わせ・書類提出先）

調布市都市整備部街づくり事業課整備係 担当：中島，中澤
〒182-8511 調布市小島町 2-35-1
電話：042-481-7417
F A X：042-481-6800
Email：seibi@w2.city.chofu.tokyo.jp